

中華人民共和国における監獄法制の整備と監獄内暴力

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2010-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 辻本, 衣佐 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/7856

中華人民共和国における監獄法制の整備と監獄内暴力

辻 本 衣 佐

目次

- 一 はじめに
- 二 監獄に関する法の整備
 - (1) 条例や規則、司法解釈による運用
 - (2) 刑事訴訟法と監獄法の整合性
 - (3) 監獄法付帯の行政法規の制定
- 三 監獄内における暴力
 - (1) 監獄内における拷問または虐待
 - (2) 監獄内における暴力犯罪
 - (3) 監獄内における暴力の原因と対策
- 四 おわりに

一 はじめに

中華人民共和国は、一九九八年一〇月五日に、市民的及び政治的権利に関する国際規約に署名した。^① 人権問題に関して、国連や西側諸国から改善要求がなされるたびに、内政干渉であるとしたり、人権尊重の姿勢の一環として、監獄法の制定、刑法および刑事訴訟法の改正など法整備を行ったことを強調したりして、中華人民共和国は、人権重視の姿勢を示してきた。また、九九年四月一三日、國務院新聞弁公室は、「一九九八年の中国人権事業の進展」と題する白書を発表し、法制建設の強化と人権状況の改善を主張している。^②

確かに、法制建設の強化ということでは、人治から法治への転換が強調され、九九年三月一五日に全国人民代表大会第九期第二次會議で採択された憲法修正案においては、第五条の条文に「中華人民共和国は法律に基づいて国を治めることを実行し、社会主義法治国家を建設する」の

文言も追加されている。また、刑事法の分野をみても、かつて行刑法の役割を果たしていた労働改造条例や、監獄、労働改造管理教育隊工作細則（試行）などを進展させて、監獄法が九四年末に公布・施行され、さらに、九七年には大改正された刑事訴訟法および刑法が施行されている。それぞれの法律の制定または改正にあたっては、社会の実情への対応、人権保障の強化、規定の明確化および具体化、他の法令との整合性などが重視されたようで、刑事司法制度を機能させる主要な法については、一応の法整備がなされたようにおもわれる。しかし、問題は、その法制度が機能しているかということである。旧体制から新体制への変換期に、多少の混乱が生じるのを避けることはできず、まさに、現在はその最中にあるように思われる。

また、人権状況については、改善されているとはいいがたく、国連人権委員会において、採択にはいたらぬものの、毎年のように人権非難決議が提出され続けているほか、⁽³⁾人権侵害が深刻であることを示す報告が人権団体などから数多くなされている。市民的及び政治的権利に関する国際規約に署名したとはいうものの、いわゆる民主活動家の身柄拘束は続いており、世界最大の死刑国であることにも変わりなく、⁽⁴⁾人権問題の解決が促進されているとはいえない。

本稿においては、人権侵害がおきやすい場の一つである監獄に焦点をあて、第一に、刑法および刑事訴訟法の改正と監獄法の関係を通して、監獄に関する法の整備状況をまとめたい。第二に、監獄内で現実におきている暴力の問題をとりあげ、今後の監獄法制のあり方に言及することにする。

注

(1) 一九九八年一〇月七日、朝日新聞。

(2) 一九九九年四月一四日、朝日新聞。

(3) 国連人権委員会においては、一九八九年の天安門事件以後、一九九八年を除き、毎年、人権非難決議が提出されてきた。今年、アメリカが提出した決議案では、①国際人権A規約、同B規約の早期批准、②司法の改善措置、③政治犯の釈放、④チベットなどの固有の文化、宗教の保護、⑤国連人権高等弁務官との対話強化などが求められていた。意見がまとまらず、決議提出を見送った欧州連合（EU）も、中国の人権問題について「国連の人権擁護システムに合わせようとする動きはみられるが、実行が伴っていない」と批判し、民主活動家への抑圧や、信仰、集会、表現、結社の自由が制限されていることにも改めて懸念を示している（朝日新聞、一九九九年三月二四日）。

(4) アムネスティ・インターナショナルによると、一九九八年に、三七か国で一、六二五人が処刑されているが、そのうち中華人民共和国における処刑は一、〇六七人で、六五パーセント以上を占めている。

二 監獄に関する法の整備

中華人民共和国監獄法は、一九五四年の中華人民共和国労働改造条例、八二年の監獄、労働改造管教隊工作細則（試行）に基づいて、八六年三月から八年をかけて起草されたもので、九四年一二月二九日第八期全国人民代表大会常務委員会第一回会議で採択され、同日、中華人民共和国主席令第三五号として公布された。⁽¹⁾特徴としては、「労働改造」の文字をなくしたほか、人権保障の強化、経費の国家保障などが挙げられる。監獄法の制定までの間、行刑法の役割を果たしていた労働改造条例などは行政法規に属しており、刑法や刑事訴訟法といった法律とは同等

ではなかった。したがって、刑事司法制度を形成している法がアンバランスであったのが、監獄法の制定により是正されたことになる。

ところで、監獄法は、被拘禁者処遇最低基準規則などの国際的な準則に則り、条文の三分の一強を人権保障にかかわる内容にした点では評価できるものの、政策的な規定や原則的な規定が多く、その内容が不明確であったり、具体性に欠けていたりしている。⁽²⁾このような傾向は、中華人民共和国の立法全体にみられるものである。これは、中華人民共和国における立法の指針の一つに、「法律は完備すべきであるが、煩雑になつてはならない。明確で分かり易いことが必要である」というのがあり、⁽³⁾ 広大な領土、一二億以上の民、五六の民族、経済および文化発展の不均衡という中国の実情の複雑さから、法律には原則的な規定を定め、実際の運用にあたっては、國務院、部や委員会などの管理部門、地方の制定する細則や、司法解釈によって補うというのが慣例となつているからである。法治国家への転換を目指し、法制強化をしているというのは、あくまでも形式にこだわったもので、法の弱さ、軽さが見られる。監獄法の場合も、司法部は、立法当初から、監獄法付帯の法規として、監獄法実施細則、監獄組織条例、未成年犯管理教育規則などを制定するという措置を講じるとしており、⁽⁴⁾ こうした措置がなされるまでは、従来の条例や規則、司法解釈によって実際の運用がなされるのである。

(1) 条例や規則、司法解釈による運用

監獄自体の管理や財政に関する規定については、具体性に欠ける規定が目立ち、条例や規則、司法解釈による運用がなされている。以下に、

いくつかの例を挙げることにする。

① 監獄の経費保障

以前は、監獄にかかわる諸経費は、国家予算からの支出と、労働改造機関（監獄）の生産収入を財源としていたが（労働改造条例第七四条、七五条）、経済改革の影響から労働改造機関（監獄）の独立採算を余儀なくされる事態が生じ、その結果として受刑者製品の輸出問題が起きたこともあった。⁽⁵⁾そこで、監獄法は、監獄の人民警察の経費、犯罪者改造の経費、犯罪者の生活費、獄政設備の経費など監獄にかかわる経費は、国家予算に計上されると定めて、国家による監獄の経費保障制度を確立し、また、国が、受刑者の労働に必要な生産経費および生産設備を提供し、監獄での生産は国に収められることにしたのである（第八條）。しかし、国家予算に計上するとはいっても、武装警察部隊支出は、中央財政支出に含まれることになっており、⁽⁶⁾ それ以外の経費について中央と地方でどのように分担するのかなどは具体化されていなかった。そこで、國務院（九五）四号文書は、監獄の経費を保障する規定を設けて法的に保障した。⁽⁷⁾ 実際のところは、各省によって格差があるものの、中央政府からの予算配分は少なく、各省などで賄う比率が高いとのことである。⁽⁸⁾

② 監獄の分類

労働改造条例の下では、労働改造機関として、監獄、労働改造管理教育隊、少年犯管理教育所の三つを定め、犯罪者の性別、刑期、年齢に応

じて收容することになっていた。⁽⁹⁾ ただし、現実には、施設・設備面での制約もあって、犯罪傾向、收容歴、性格、生育歴などを考慮した細かい收容分類・処遇分類は行われていなかったという。⁽¹⁰⁾

監獄法は、国家の刑罰執行機関を監獄とし（第二条）、未成年犯は未成年犯管理教育所に收容することを定めている（第七四条）。司法部も全国の受刑者を收容する施設の総称を監獄とする文書を発して、労働改造管理教育隊の名称も廃止した。その結果、成人犯と未成年犯の收容施設の区別はなされても、成人犯の收容施設は、かつての監獄も、労働改造管理教育隊も一括りにされてしまったのである。犯罪者の性別、年齢、刑種、刑期を考慮して、労働改造、教育の効果を高め、適正で合理的な監督管理をなすために、分類しての收容、管理、教育改造をおこなうことを「三分工作」としており、一九九〇年代の重大な監獄工作改革であるとしている。⁽¹¹⁾ これを有効に実施するには、それに対応する監獄の分類が必要であり、それを法制度化することが求められる。⁽¹²⁾

③ 警戒

監獄の武装警戒は、監獄および周辺地域の安全保障のために重要である。監獄法は、武装警戒は、武装警察が責任を負うこと定めるだけで、具体的な方法については、国務院および中央軍事委員会に委ねている（第四一条）。監獄、労働改造管理教育隊管理教育工作細則（試行）第八八条は、武装警察の職務として、受刑者の監房・労働・生活場所の周囲および移送途中の警戒、門衛としての警戒、受刑者の逃走時の追跡および逮捕、暴動などの発生時の武装平定、自然災害などの際の受刑者および

び国家財産の緊急救助を定めているが、武装警戒の範囲について統一がなされていないために、近年、いくつかの問題が生じた。たとえば、收容者が五〇〇人以下であれば、武装警察は警戒の責任を負わないとか、監獄外の労働場所では武装警察は警戒の責任を負わないとかである。そこで、国務院、中央軍事委員会（一九九八）七九号文書「中華人民共和国武装警察部隊内部保安当直任務範囲に関する規定」などが、武装警戒の職務範囲を統一している。⁽¹³⁾

また、監獄周囲の警戒について、監獄法は、警戒施設、警戒隔離帯の設置を規定（第四三条）しているだけで、その詳細については、一九九〇年一月六日に司法部が出した「監視管理改造環境規範」によることになる。たとえば、監獄の塀の高さは五・五メートル、労働改造管理教育隊、少年犯管理教育所は四・五ないし五メートル、厚さは少なくとも〇・五メートルなくてはならず、塀の上には、警報装置および低圧電気の流れている一メートルの鉄条網を取り付けなくてはならない。また、監獄の周囲には、監獄の塀の内側五メートル、外側一〇メートルの範囲で警戒隔離帯を設け、そこには何も造作してはならない。重要地区の警戒隔離帯は、受刑者が接近しないように安全防止の鉄条網を設けなくてはならない。警戒隔離帯は、犯罪者の通行および進入はもろろんのこと、警戒線を越えることも禁止されている。警戒隔離帯は、受刑者が逃走しようとする塀をよじ登ったり穴を掘ったりするのを防止するとともに、緊急時に迅速に現場へ到着できるように警戒通路の役割や、赤外線警報システムが設置してある施設においては巡邏通路の役割も兼ねている。都市にある古い監獄の塀の外側には、このような警戒隔離帯を設けるの

が困難であり、その場合には可能な限りの隔離帯を設置するように努めなくてはならないのである。

(2) 刑事訴訟法と監獄法の整合性

中華人民共和国刑事訴訟法は、一九九六年三月一七日に採択され、九年一月一日から施行された。刑事訴訟法においても、収監、監外執行、死刑の執行猶予、不服申立、減刑、仮釈放など刑罰の執行に関する規定があり、これらの規定と監獄法の規定とは統一されていなくてはならない。通常は、先に制定された監獄法の規定にならって、刑事訴訟法でも共通の用語を使用するなど、法としての整合性を重視しそうなものであるが、実際には不統一である。たとえば、刑事訴訟法および監獄法において共通の規定で、同じでなければならないはずの要件が異なっていたり、監獄法においては具体的に定められている事項が、刑事訴訟法においては不明瞭な用語で表記されていたりしており、これでは、かえって刑事司法制度の運用に支障をきたすことになってしまう。

ところで、刑事訴訟法と監獄法は、立法過程が異なっている。刑事訴訟法は、全国人民代表大会常務委員会の法制工作委员会によって起草され、常務委員会で改修を経て採択された後に、常務委員会によって全国人民代表大会に提出され、全国人民代表大会で採択されている。それに対して、監獄法は、当時の司法部労働改造局が起草し、國務院での改修を経て採択された後に、國務院によって全国人民代表大会常務委員会に提出され、全国人民代表大会常務委員会で採択されている。中華人民共和国憲法によると、立法権の行使機関は、全国人民代表大会（第六二

条）、全国人民代表大会常務委員会（第六七条）、國務院（第八九条）、地方各級人民代表大会、地方各級人民代表大会常務委員会（第一〇〇条、一〇六条）、地方各級人民政府（第一〇七条）である。国家レベルの法についてみると、全国人民代表大会は、憲法の改正をし、刑事、民事、国家機構およびその他の基本的法律の制定および改正をし、全国人民代表大会常務委員会は、全国人民代表大会が制定すべき以外の法律の制定および改正をし、全国人民代表大会閉会中には、全国人民代表大会が制定した法律の部分的補充および改正をし、國務院は行政法規の制定をする。したがって、法律と称されるのは、全国人民代表大会または全国人民代表大会常務委員会が制定したものに限られる。それぞれの法の間で抵触問題が生じた場合は、法律は行政法規に優先し¹⁴、法律の間では、基本的法律の効力は一般の法律に優り、また大きな安定性を持っているという¹⁵。そうであれば、監獄法と刑事訴訟法の共通であるべき規定において、統一がとれていない事項については、刑事訴訟法が優先することになるであろうが、不明確な規定が、具体的な規定に優先するというのも問題であろう。

刑事訴訟法と監獄法との整合性の問題が目立つのは、人權保障に関する規定である。以下に、監獄法と刑事訴訟法の共通の規定で問題があるとおもわれる事項を列挙する¹⁶。

① 収監

二年の執行猶予付死刑、無期懲役、有期懲役に処せられた者については、監獄に収監されることによって、刑罰の執行が開始される。したが

って、収監の際に、犯罪者の身柄は、判決を言渡した人民法院から、刑罰執行機関である監獄に、人民警察が移送することによって引き渡されることになり、収監は、複数の機関が関与する刑事司法活動の重要な接点の一つである。

収監にあたっては、人民法院が関係する法律文書を交付しなくてはならない。引き渡す文書について、監獄法は、人民検察院の起訴書の副本、人民法院の判決書、執行通知書、事件終結登記表を同時に送達しなくてはならないと定め(第一六条)、この三書一表の四つの法律文書の一つでも欠けてはならないことが、条文に明示されている。この規定は、公正で厳格な刑罰の執行を手続的に保障しようとしたものである。

ところが、刑事訴訟法は、犯罪者に刑罰を科すにあたって、関係する法律文書を監獄に送達しなければならないと定めているだけで(第二一三条)、「関係する法律文書」が何であるかを具体的に定めていない。刑事訴訟法を優先して適用するならば、人民検察院の起訴書の副本、人民法院の判決書、執行通知書、事件終結登記表の三書一表の四つの法律文書のすべてが揃っていないとよいということになり、不公正な刑罰の執行がなされるおそれが生じる。

また、収監の期限および関係機関の職権のおよび責任について、監獄法は、人民法院が、犯罪者を収容する公安機関に關係法律文書を送達し、公安機関はそれらを受け取った日から一か月以内に当該犯罪者を監獄に移送し、刑罰を執行しなくてはならないと定める(第一五条)。この規定は、人民法院から文書を受け取ってから、公安機関が監獄に移送するまでの期限が一か月であることを明示し、司法の実践において、刑

罰が確定した犯罪者を監獄に移送しないで、看守所に収容し続けることがないようにするとともに、人民法院、公安機関および監獄の間の職権および責任を明確にしている。ところが、刑事訴訟法は、人民法院が、關係法律文書を監獄またはその他の執行機関に送達しなくてはならないこと、公安機関が法に基づいて刑務所に移送すること、執行機関はすみやかに犯罪者を収容することを定めているだけで(第二一三条)、公安機関が移送するまでの具体的な期限は定められておらず、また、關係機関の關係が不明確である。「すみやかに」が、短時間を意味していることは明らかであるが、刑罰の執行は、監獄に収監されるときから始まるのであり、看守所から監獄への移送が遅れるということは、身柄拘束期間が不当に延長されることになるのであるから、やはり具体的な期限を設ける必要がある。また、公判中に身柄を拘束されていなかった犯罪者の収監が遅れることになれば、それは刑罰の執行の遅延ということになり、法制度に対する不信の原因となる。さらに、収監の遅延などの問題が生じた場合も、關係機関の相互關係の不明確さは、責任逃れにつながりかねない。

② 監外執行

監外執行とは、暫定的に監獄外で刑罰を執行することであるが、この適用要件は何度も改正されている。監外執行の要件について、労働改造条例は、収監時に、反革命犯および重大な刑事犯を除き、精神病または、急性・悪性の伝染病に罹患している場合、重病で収監中に生命の危険が生じるおそれのある場合、分娩後六か月未満または妊娠している場

合には、労働改造機関に収監せず、適当な場所に収容させることを定め（第三六条）、また、罪状が重く極悪な犯罪者を除き、重病で医師にかかる必要がある場合、五五歳以上、身体障害または刑期五年以下の犯罪者で、社会的危険性のない場合に保証人をたてることを条件にして、監外執行を認めていた（第六〇条）。それが、監獄法の制定により、収監時に、有期懲役または無期懲役の犯罪者で、重病で監獄外で医師にかかる必要がある場合、妊娠しまたは自己の嬰兒に授乳している場合（第一七条）、服役中の受刑者については、無期懲役または有期懲役に服している者で、刑事訴訟法の定める要件に適合する者（第二五条）と改められた。監獄法制定当時の改正前の刑事訴訟法の定める要件は、重病で監獄外で医師にかかる必要がある場合、妊娠しまたは自己の嬰兒に授乳している場合（第一五七条）であり、双方の要件は一致していた。ところが、改正後の刑事訴訟法は、有期懲役または拘役を科せられて服役している者で、重病であり監獄外で医師にかかる必要がある者、妊娠しまたは自己の嬰兒に授乳している場合を要件としている（第二二四条①）。改正前の刑事訴訟法においては、適用対象に無期懲役囚が含まれていたが、改正後の刑事訴訟法においては、無期懲役囚は社会に重大な危害を与える者であり、その危険性は大きく、新たに犯罪を犯す可能性があり、監外執行には適さないとして除外されたのである。また、有期懲役または拘役を科せられた者でも、自分で生活ができず、監外執行をしても、社会に危害を与えないと認められる場合を追加した（第二二四条④）。これは、ただ人道主義に基づくだけでなく、社会に対する無害性に基づくものとされているが、近年の監獄は、収容者の急増¹⁷⁾が問題となっている。

けに、監外執行の適用対象を拡げ、不必要な拘禁を避けようとしているのではないだろうか。

また、監獄法第二八条は、犯罪者に監外執行の期間中に起こりうる三つの場合を定めている。第一は、監外執行の事由が消滅しても、刑期が満了していない場合で、このような場合には、執行の責任を負う公安機関が、ただちに監獄に通知し収監しなくてはならない。第二は、監外執行の期間中に刑期が満了した場合で、このような場合には、監外執行になる前に収容していた監獄が釈放手続を行うのである。第三は、監外執行の期間中に受刑者が死亡した場合で、このような場合には、公安機関はただちに前に収容していた監獄に通知しなくてはならない。これに依りて、刑事訴訟法も、監外執行の事由が消滅した後、犯罪者の刑期が満了していない場合には、ただちに監獄に収容しなくてはならないこと、監外執行の期間中に犯罪者が死亡した場合には、ただちに監獄に通知しなくてはならないことを定めているが（第二二六条）、暫定的な監外執行の期間中に犯罪者の刑期が満了した場合の処理については規定をおいていない。

さらに、監外執行および仮釈放された犯罪者の監督は、公安機関が行うことになっている（監獄法第二七条、刑事訴訟法第二二四条⑤）。しかし、治安の悪化、腐敗の深刻化が問題となっている今日、公安機関の職務は多忙を極めており、実際のところ、派出所の警察職員が監督を行うのは困難であるという。そこで、労働改造条例において定められていた保証人制度（第六〇条）を、改正刑事訴訟法の被疑者または被告人に対する保証人または保証金の規定（第五〇条以下）を参照にして運用す

ることが考えられている。保証金については、経済的に困難であれば、情状を酌量して減免する措置も考慮されている。なお、仮釈放後の観察も、公安機関が行うことになっているが（監獄法第三三条、刑事訴訟法第二一七条②）、これも同様に考えられている。

③ 不服申立の処理期限

不服申立は、¹⁸⁾憲法にも保障されている公民の権利の一つである。憲法第四一一条は、中華人民共和国の公民は、いかなる国家機関または国家公務員に対しても、違法行為、職務怠慢について、関係ある国家機関に不服申立、告訴、告発する権利を持つと定めている。刑事訴訟法第二二三条は、犯罪者が不服申立をした場合は、人民検察院または判決を下した人民法院に移送して処理を求めなければならないとし、監獄法も、犯罪者の人格を侮辱してはならず、不服申立、告訴、告発などの権利を侵害してはならない（第七條）、犯罪者は下された判決に不服な場合は、不服申立をなすことができ、その不服申立については、人民検察院または人民法院がただちに処理しなくてはならない（第二一條）と定めている。監獄法第二四條は、人民検察院または人民法院は、監獄から処理の意見書が提出・申請された日から六か月以内に、処理結果を監獄に通知しなくてはならないとして、不服申立事件の処理期限を設けることによつて、犯罪者の改造意欲を高めるとともに、人民法院の工作の効率を高めようとしている。ところが、刑事訴訟法第二三三條の不服申立に関する規定には、不服申立に対する処理期限が定められていない。時に失した処理は、犯罪者の改造状況や、監獄工作に影響を与えるだけではな

く、法制度の不信につながることになる。

④ 減刑および仮釈放の裁定の期限

刑の執行中に、確かに改悛し、または功績があった場合には、刑罰を軽減することができ、また、他人の重大な犯罪活動を阻止した場合、監獄内外の重大犯罪活動を告発し、それが調査によって事実と証明された場合、発明創造または重大な技術革新を行った場合、日常の生産活動または生活のなかで自己を犠牲にして他人を救った場合、自然災害を防ぎまたは重大事故の排除に尽力した場合、国家および社会に対してその他重大な貢献があった場合など、重大な功績があった場合には、刑罰を軽減しなくてはならない（刑法第七八條、監獄法第二九條）。減刑手続は、執行機関が中級以上の人民法院に減刑意見書を提出し、人民法院が合議廷で審理して裁定により減刑するが、管制、拘役、有期懲役は、原判決の刑期の二分の一より少なくしてはならず、無期懲役は一〇年よりも少なくしてはならない（刑法第七八條、七九條）。

有期懲役に処せられた者は、原判決の刑期の二分の一以上を執行され、または無期懲役に処せられた者が一〇年以上を執行されたときに、監獄の規則を遵守し、教育改善を受け、確かに改悛し、仮釈放後再び社会に危害を加えないと認められる場合には、仮釈放をすることができ（刑法第八一條）、有期懲役に処せられていた者は残刑期間、無期懲役に処せられていた者は一〇年間の観察期間が付けられる（刑法第八三條）。観察期間中は公安機関が監督し、再び犯罪を犯すと仮釈放が取り消されるが、そうでない場合は、観察期間の満了時に、原判決の刑期の

執行が完了したものとみなされる（刑法第八五条、第八六条）。ただし、累犯および殺人、爆発、強盗、強姦、拉致などの暴力犯罪を犯して、一〇年以上の有期懲役または無期懲役に処された者は仮釈放されない。仮釈放の手続は、減刑と同様に手続がとられる（刑法第八二条）。

監獄法は、減刑および仮釈放の裁定の期限について、人民法院が減刑または仮釈放の意見書を受け取った日から、一か月以内に審理して裁定しなくてはならないが、罪状が複雑または情況が特殊な場合には、一か月延長することができると定める（第三〇条、第三二条）。裁定に期限を設けることによって、減刑および仮釈放制度の迅速な運用を保障し、犯罪者の積極的な改造を促進させようとしているのである。ところが、刑事訴訟法第二二一条は、裁定の期限を定めておらず、減刑および仮釈放の制度の機能が発揮されるのを抑制することになる。

(3) 監獄法付帯の行政法規の制定

監獄に関する法制度の諸問題を解決には、三つの方法が考えられる。

第一は、全国人民代表大会常務委員会で、刑事訴訟法および監獄法の関係法律条文それぞれ自体を解釈する法律を制定し、関係機関が従うことのできる統一的な法律を設けるという方法である。第二は、最高人民法院、最高人民檢察院、公安部、司法部が共同で、刑事訴訟法および監獄法の具体的な規定の司法解釈を作成し、解答、規定、通知などの形にまとめて公布するという方法である。第三は、行政法規として監獄法実施規則を制定し、監獄法の関係規定の欠缺、不統一を補うという方法である。実際には、主に第三の方法がとられている。

① 監獄法実施条例の制定過程¹⁹

監獄法が施行・公布される前の一九九四年四月に、司法部監獄管理局において監獄法実施細則起草班が成立し、調査研究を重ねたうえで、同年一〇月に、一五章三二四条からなる「監獄法実施細則」の第一稿が提出されている。やはり、監獄法の制定過程においても、監獄法付帯の行政法規の制定が前提となっていたのであろう。九五年一〇月一三日に、司法部は細則起草班を設置し、正式に細則工作を始動させた。研究と改修を経て、九六年九月に細則の第四稿が正式に司法部法制局に引き渡されるにいたった。

九六年一〇月、司法部は、九七年二月までに監獄法実施細則に対する意見をまとめるように通知を發し、司法部法制局および監獄管理局は、各地から集められた意見を整理し、それに基づいて細則の改修を行い、第五稿を完成させた。監獄法付帯の法規として、監獄法実施条例のほか、監獄組織条例、未成年犯管理教育条例の制定問題も含めて、意見交換がなされた。なお、監獄局および法制局による同年一〇月および一一年の第五稿の改修時に、監獄法実施細則の名称が監獄法実施条例に改められたが、これは、この法規が、監獄法の解釈のみならず、監獄機関の内部関係、監獄とその他の機関および部門との関係について全面的に規定していることから、「細則」よりも広範で、權威性および独立性を有している「条例」の方が適しているとされたためである。

同年一二月、司法部は、条例について専門的な審議をなし、個別問題に若干の改修を加えたのち、同年一二月一二日、監獄法実施条例（審査稿）を國務院に正式に報告し、國務院は審議、改修をして公布にいたる

のである。

② 監獄法実施条例の内容

監獄法が原則的な規定しか有していない事項については、具体的な規定を設け、監獄法の不明確な内容の事項については明確な規定を設け、監獄法の多義的な概念については、それを解釈する規定を設け、監獄法の立法精神および監獄工作の実際に基づいて、法執行にあたって必要な補充規定を設けたのである。九章一五節一一六条で構成される条例は、監獄法に対応する形になっているが、教育改造について独立した一章を設けたほか、未成年犯の教育改造については、起草中の「未成年犯管理教育条例」にその内容を譲って規定しなかった。

第一章総則は八条からなり、監獄法の第一章に対応して、条例制定の根拠、監獄工作の方針、監獄人民警察の権利および義務、監獄の二級管理体制などについて定められている。第二章監獄は五条からなり、監獄法の第二章に対応して、監獄の設置・廃止・移転、監獄の分類などについて定められている。第三章監獄人民警察は四条からなり、監獄人民警察が執行する公務の受ける法的保護、監獄人民警察の教育、待遇、配属、子女の生活などについて定められている。第四章刑罰執行は五節二八条からなり、監獄法第三章に対応して、収監、犯罪者の提出した不服申立・告訴・告発の処理、犯罪者の監外執行、減刑、仮釈放、釈放などについて定められている。第五章獄政管理は八節四三条からなり、監獄法第四章に対応して、収監および管理の分離、警戒、戒具および武器の使用、接見、通信、郵便、生活衛生、奨励懲罰、獄内調査および獄内犯

罪の処理について定められている。第六章犯罪者の教育は一条からなり、監獄法の第五章に対応して、犯罪者の思想教育の内容、教養および技術の等級証書、教育の種類、監獄出入教育、心理矯正治療などについて定められている。第七章犯罪者の労働は四条からなり、労働改造の原則、労働報酬、労働時間について定められている。第八章監獄経費および監獄生産は、二節一二条からなり、監獄経費の具体的内容、監獄生産の法律上の地位、国家の監獄生産についての計画・資源配置・投資・税金徴収・流通・国有資源の管理など特殊な特恵政策について定められている。第九章附則は一条からなり、条例の時間的効力を定めている。

注

- (1) 中華人民共和国監獄法の制定経緯および内容については、「中国の新しい監獄法」刑政一〇六卷三号八七頁（一九九五年）、「中国の新しい監獄法と人権保護」刑政一〇六卷八号四五頁（一九九五年）、辻本衣佐「中華人民共和国監獄法」について」紀要（中央学院大学総合科学研究所）一一卷二号二二頁以下（一九九六年）などを参照。
- (2) 「残念ながらこの新しい監獄法は以前の《条例》および先進国の監獄法と比べれば、あまり立法のレベルが低すぎて、法律規定より政策規定の意味が強すぎる」との指摘がある（張鵬「中国労働改造制度における刑事政策的意義について——日本の自由刑執行の刑務作業制度の比較考察」立教大学院法学研究一九号四八頁（一九九七年））。
- (3) 董璠興（小口彦太訳）「中国の立法事情」比較法学二七卷二号八一頁（一九九四年）。
- (4) 肖揚「刑務所の近代化を推進」北京週報一九九五年二二号一六頁。
- (5) 一九九一年から一九九二年にかけて、外貨を稼ぐことを目的になされた受刑者製品の輸出に対して、アメリカが米関税法違反であると主張すると同時に、「強制労働による安い加工賃の製品輸出は、中国の人権無視と不

公正な貿易の体質を示すものだ」として抗議した問題であり、対米輸出を禁止する覚書を交換して終結した(朝日新聞、一九九一年一月一九日、一九九二年八月一日、八月八日など)。

(6) 三井総合研究所編『中国情報ハンドブック(一九九八年版)』五八頁(蒼蒼社、一九九八年)。

(7) 李玉黔・李静「加速立法法進程 促進依法治監——監獄法実施条例」的立法進程及主要内容」犯罪与改造研究一九九八年第三期九頁、刑事法学一九九八年第六期七三頁。この文書の内容を受けて、監獄法実施条例は、監獄経費について中央と地方が責任を負うことを定め(第七二条、一〇九条、一一〇条、一一二条、一一五条)、獄政業務費・派遣費・満期釈放費・死亡埋葬費などの獄政費、警戒設備費、教育改造費、受刑者の食費・被服費・衛生費・小遣などの受刑者生活費、設備の修繕費など監獄経費に含まれる費用を列挙している(第一〇四条ないし一一〇条)。

(8) 小畑輝海「中国の刑務作業事情罪と罰三五卷二号六頁(一九九八年)」。監獄は、主として、反革命罪を犯した執行猶予付の死刑囚および無期懲役囚、その他重大な刑事犯で、監獄外労働に適さない者を收容し、強制的な労働と教育を行う施設で、必要がある場合には独居拘禁も認められ、厳格な管制、厳戒な警備がなされていた(労働改造条例第一三条、一四条)。

労働改造管理教育隊は、監獄外労働に適する反革命犯および刑事犯を收容し、計画的に農業・工業・建設工事などの生産に従事させ、生産労働と結び付けて政治教育を行う施設で(労働改造条例第一七条、一八条)、郊外などにみられる労働改造農場と称された施設もその一つである。少年犯管理教育所は、満一三歳以上一八歳未満の少年犯を收容し、政治教育・道徳教育・基礎的な教養・生産技術教育を行うことに重点をおきながら、軽微な労働に従事させるものとされていた(労働改造条例第二一条、二二条)。

(10) 西村則夫「中華人民共和国」宇津呂英雄編著『アジアの刑事司法』一〇六頁(有斐閣、一九八八年)。

(11) 姚雲輝『分押分管分教工作经验文集』(中国人民公安大学出版社、一九九二年)。

(12) 監獄法実施条例は、たとえば、警備体制によって通常警備、中警備、重警備の監獄に分類し、こうした分類は、受刑者の管理にとって有効である

だけではなく、監獄費用の浪費を減少させることにもなるとしている(前掲・注(7)七四頁)。

(13) 前掲・注(7)七四頁。

(14) 田中信行「現代中国法の構造と機能」社会科学研究所四七卷六号四二頁(一九九六年)。

(15) 董璠興「中国の立法とその手続について」外国の立法三二卷四・五・六号一八九頁(一九九四年)。基本的法律についての明確な定義はないが、基本的法律には、①国家機関に関する法律、例えば全国人民代表大会組織法、國務院組織法、人民法院組織法など、②全国の公民の基本的権利と義務に関する法律、例えば民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法など、③外資およびその収入に関する法律、例えば中外合資企業法、外資企業法、中外合資経営企業法など、④全国人民が共通に関心を寄せる問題に関する法律が含まれるということである。

(16) 主として、杜菊・王志亮「論《刑事訴訟法》与《監獄法》的銜接問題」中国監獄学一九九七年第一期一七頁以下、刑事法学一九九七年第五期六一頁以下によった。

(17) 中華人民共和国は、アジア太平洋矯正局長等会議において、このところ收容人員の急増に苦慮していることに言及している(小畑輝海「第一七回アジア太平洋矯正局長等会議に出席して」刑政一〇九卷三三四三頁(一九九八年)、島山晃朗「第一八回アジア太平洋矯正局長等会議に出席して」刑政一一〇卷三三四五頁(一九九九年)。人口一〇万人当たりの刑務所人口は一二〇人で、わが国の四〇人と比べると三倍にあたる(目で見る矯正)刑政一一〇卷二頁(一九九九年)。

(18) 一九八三年の「厳打(嚴重な犯罪取締り)」以降、受刑者の不服申立は急増し、一九八五年では、受刑者の八・四パーセントが不服申立をし、その後一九八六年、一九八七年と不服申立は多かったが、一九八八年以降減少し、一九九〇年には〇・四七パーセントにまで減少した。多くの不服申立が次々と取り下げられた。受刑者からの不服申立が激減すると同時に、犯罪者の親族が犯罪者のためになす不服申立が増加し、不服申立の九〇パーセント以上を占めているという。かつて、法院は、量刑不当の不服申立を受け付けない傾向にあったが、近年は、監獄に量刑が不当に重い受刑者

について報告させ、減刑または仮釈放の方法によって偏向・誤りを正しているという(李銀波・李志民「監獄法」与現代化文明監獄对人権的保障—關於罪犯申訴權保障的法律思考—政法論壇一九九五年第六期一七頁以下)。

(19) 主として、前掲・注(7)七一頁以下によった。

三 監獄内における暴力

監獄内における暴力には、監獄職員の受刑者に対する暴力と、受刑者の監獄職員、受刑者または財物に対する暴力とが考えられる。前者は、監獄内における拷問または虐待であり、後者は、監獄内における受刑者の暴力犯罪となる。主体が誰であれ、監獄内で暴力が頻繁におきているということは、監獄に関する法制度またはその運用に何らかの問題があるからに外ならない。前章で論じた法整備の進捗からみて、運用面の問題が大きいように思われる。暴力が多発する監獄において、受刑者の真の矯正がなしえないのはいうまでもなく、犯罪者を労働によって改造する矯正の場であるはずの監獄がその機能を果たせないのでは、刑事司法制度の崩壊につながる。ここでは、現在の監獄問題の一つである監獄内の暴力をとりあげて、今後の監獄法制のあり方に言及する。

(1) 監獄内における拷問または虐待

① 監獄内における拷問等の実態

中華人民共和国における拷問を含めた残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱の実態は、人権団体の報告書や元受刑者の証言によっ

て多くの事例が報告されている。⁽¹⁾拷問等は、警察、看守などにおいて、被疑者から受刑者まで広範に行われており、死にいたることもあるという。一九九七年一月から七月の間に、三〇〇から四〇〇件の拷問と虐待事件が調査を受けたが、実際の発生数はこれよりはるかに多いとされている。⁽²⁾特に多いのは、被疑者として身柄が拘束されたからの段階において、⁽³⁾告白を強要したり、情報を得たりという目的をもってなされる拷問等である。

監獄内における拷問等は、受刑者が不平を言ったり、ノルマを達成しなかったり、命令に逆らったり、規則を犯すようなことがあったりした場合に、殴打する、鞭打つ、蹴る、電気棒で電気ショックを与えるといった暴力から、手かせ・足かせ・指かせを使用する、食事や睡眠を与えない、寒さ暑さに長時間さらす、不衛生な独房に拘禁する、医療行為を受けさせないなど、様々な形態で行われている。たとえば、一九九七年一月〇月に、広東省の監獄において、一日当たりのノルマが達成できなかった囚人が、二人の監獄人民警察に意識がなくなるまで激しく殴られ、後に病院で死亡したと伝えられている。⁽⁴⁾

② 監獄内における拷問等に対する法的措置

受刑者処遇において、人間としての尊厳は保障されなければならず、監獄内における拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いが禁じられていることはいうまでもない。受刑者処遇に関する国際的な準則においても、拷問等の禁止は明記されている。中華人民共和国は、一九八六年一二月に拷問等禁止条約に署名し、八八年一〇

月に批准している。この条約は、拷問の概念を、公務員などが、一定の目的または何らかの理由をもって、肉体的であると精神的であるとを問わず、激しい苦痛を故意に加える行為と広く定義したうえで、これを禁止するとともに（第一条）、残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いはまたは刑罰で、拷問にはいたらぬ行為の防止（第一六条）を定めている。さらに、締約国に拷問を刑法上犯罪として処罰する義務を課し（第四条）、また、拷問等の禁止に関する教育を法執行官などに対する訓練のなかにとり入れることも要請している（第一〇条）。

監獄法は、犯罪者の人格を侮辱してはならず、その人身の安全のほか、法に基づいて剥奪または制限されていない権利を侵害してはならないと定め（第七条）、また、監獄人民警察の禁止行為として、拷問による自白の強要、体罰による犯罪者の虐待、犯罪者の人格の侮辱、犯罪者の殴打などを列挙し、違反した場合には刑事責任を追及し、犯罪を構成するにいたっていない場合は、行政処罰に処するとしている（第一四一条）。看守所条例第四条も同様の規定を置いている（第四条）。刑法においては、拷問・暴力による自白・証言の強要については第二四七条で、監獄における虐待については第二四八条で処罰している。第二四八条は、監獄・看守所などの監督管理機構の職員が、被拘禁者に対して殴打、体罰または虐待を行い、情状が重い場合は、三年以下の有期懲役または拘役に処せられること、情状が特に重い場合には三年以上一〇年以下の有期懲役に処せられること、それによって傷害、身体障害または死亡にいたった場合は、殺人（第二三二条）傷害、重傷害、傷害致死（第二三四条）の規定に照らして嚴重に処罰されること、監督管理機構の職

員が、被拘禁者を指示して、他の被拘禁者に殴打または体罰虐待を行わせた場合も、嚴重に処罰されることを定めている。⁽⁵⁾ 監獄における虐待が無条件に処罰対象になるのではなく、情状が重くなければ、罰金、警告、拘留といった行政処罰に処せられるに過ぎない。

こうした法的措置がなされていても、実際のところ、拷問等が告発されることは少なく、また、仮に告発されたとしても、十分な調査が行われなかったり、軽い処罰で済まされたりしている。被疑者段階での事例であるが、一九九七年一〇月に、甘肅省で、二人の警察幹部が三人の無実の被疑者に対して殺人を自白するまで拷問したかどで、執行猶予付の二年の懲役を言い渡されたという。⁽⁶⁾

なお、被拘禁者が被った被害については、国家賠償が可能である。国家賠償法の定める行政賠償の人身権の侵害に相当する。殴打等の暴力行為または他人を咬しての殴打等の暴力行為によって公民に身体傷害または死に致した場合、違法に武器または警器を使用して公民に身体傷害または死に致した場合に含まれる（国家賠償法第三条）。一九九九年三月三十一日に、八九年六月の天安門事件での被害者に対する国家賠償を求め「六・四事件（天安門事件）国家賠償要求団」が組織され、事件に関する様々な刑や処分を受けた人たちの名誉回復と司法・行政上の保障を求めていくとしているが、ここでも、監獄内の拷問等は対象になると思われる。⁽⁷⁾

(2) 監獄内における暴力犯罪

① 監獄内における暴力犯罪の現状⁽⁸⁾

監獄内の暴力犯罪とは、監獄内において、受刑者が暴力を使用し、または暴力的な脅迫によって、他人の人身の安全または財産の安全に危害を与える犯罪行為である。このような行為は、監獄の管理秩序を乱し、監獄、監獄警察および受刑者の安全に危害を加えるだけでなく、社会の平穩をも害するおそれがある。監獄内の暴力犯罪には、一般社会の暴力犯罪と同様のものと、監獄内特有のものがある。前者には、殺人、傷害、強盗、銃器・弾薬・警察の制服の強奪、公務執行妨害、放火、爆破、強姦、生産生活施設の破壊、誘拐などが含まれ、後者には、暴力脱走、暴動脱獄、群集騒乱などが含まれる。

監獄内の暴力犯罪のなかで、殺人、傷害が占める割合は比較的高く、被害者は、監獄警察およびその家族、武装警察、その他の監獄職員、受刑者および所在地周辺的一般住民などであるが、多いのは同室や同隊の受刑者である。一九九五年の監獄内の殺人、傷害は、同年の監獄内の暴力犯罪全体の三六・七八パーセントを占めている。そのなかで、特に多いのが傷害であり、一九九五年の監獄内の傷害の発生率は、同年の監獄内の犯罪全体の二九・七六パーセントを占めている。ただ、受刑者が受刑者に対して行った暴力行為のなかには、監獄警察の指示による拷問等が含まれている可能性もある。また、受刑者が監獄警察または受刑者を殴打する事件は、監獄内でよくみられ、監獄内の犯罪のなかでは高い比率を示す。中華人民共和国においては、わが国の暴行罪に相当する規定が刑法にはなく、傷害または死亡という結果を招いた場合に、犯罪として扱われる。

暴力脱走、暴動脱獄は、暴力または暴力的な脅迫によって、武装警

察、監獄警察の監督下から脱し、監獄から逃亡する犯罪である。双方とも逃亡の目的をもった故意犯罪である。暴力脱走は一人または多数人で犯すことができるが、暴動脱獄は多数人で犯すものであり、武装暴力手段で監獄警察および武装警察を襲撃し、監獄施設を破壊し、または人質をとって、監獄から逃亡する犯罪で、監獄外の一般社会にも影響を与える危害性の大きい重大な犯罪である。暴力脱走、暴動脱獄については未遂が多いが、近年増加してきている。監獄の警戒体制が強化され、単純な方法では脱走するのが困難となったことから、逃走をもくろむ受刑者は暴力的な手段をとらざるをえないのである。一九九六年の新疆ウイグル自治区タリム監獄七・一五大暴動、貴州省貴陽監獄九・一二暴動など、監獄警察、武装警察を殺害したり、銃器・弾薬・警察の制服を強奪したり、人質をとって脱獄したりするなどの事件が発生している。群集騒乱は、複数人が殴り合ったり、武器を持って争ったり、生産生活施設などを破壊したりする暴力形式の群集騒乱で、監獄の管理秩序を破壊する犯罪である。一〇人以上の群集騒乱は、監獄の管理秩序および生産に重大な影響を与え、監獄施設の破壊、監獄警察への危害など重大な損害をもたらす。なお、実際には、暴力的な群集騒乱はさほど多くなく、座り込み、絶食、ストライキなどの非暴力的な群集騒乱が多い。

② 監獄内における犯罪の処理

監獄法によると、懲罰の対象となるのは、監獄で多衆集合して騒ぎをおこして秩序を乱した場合、人民警察を侮辱または殴打した場合、他の受刑者を威圧した場合、盗み・賭博・殴り合いの喧嘩・騒動の挑発をし

た場合、労働能力があるにもかかわらず、労働を拒んで労働に参加せず、または消極的にサボタージュをして、教育しても改めない場合、自傷・自損の手段によって労働を逃れた場合、生産労働中に故意に操作規定に違反し、または故意に生産工具を壊した場合、監獄の規則紀律に違反するその他の行為があつた場合で、監獄は、警告、過失の記録、七日ないし一五日の禁足を行うことができるとしている（第五八条）。そして、これらの行為が犯罪を構成するにいたったときは、刑事責任を追及することになる。

監獄内で受刑者が犯した犯罪について、捜査権を有しているのは監獄である（監獄法第六〇条）。監獄は、司法部の獄内捜査工作細則に従つて、その事件の事実と経過を調査し、事件の性質と犯罪の証拠を明らかにし、行為者を特定して身柄を拘束する。つまり、一般の刑事事件において、公安機関が行う捜査を監獄が行うのである。調査終了後、犯罪事実が明らかで、刑事責任を追及すべきであるときは、監獄は起訴意見書を作成し、関係資料、証拠物などとあわせて人民検察院に送致し、後は通常の刑事訴訟手続に則つて、公訴の提起、裁判が行われる。人民法院における審理において有罪であると認められたときは、人民法院は、新たに犯した犯罪について判決を下し、前罪の未執行の刑および後罪で科せられた刑について、数罪併合の一般規定（刑法第六九条）に照らして、執行すべき刑を決定する（刑法第七一条）¹⁰。執行猶子付の死刑の判決を受けた者の場合は、猶子期間中に故意犯罪を犯したときに該当するので、死刑の執行がなされることになる（刑法第五〇条）。

③ 監獄内における暴力犯罪の主体の特徴¹¹

監獄内暴力犯罪の主体については、その年齢、性別、文化程度、原犯罪の性質、原判決の刑期、犯罪経歴などから、四つの特徴が挙げられている。

第一の特徴は、一九歳から三五歳までの青年壮年の犯罪者が大多数を占めていることである。これは、受刑者のなかで青年壮年の占める割合が多いことと、青年壮年の犯罪者の生理的特性と関係しており、暴力犯罪を犯すには、相当の体力を必要とするからである。第二の特徴は、男性犯罪者が多いことである。一般に、女性は、男性よりも身体的に弱く、暴力犯罪を犯すのに十分な体力を有していないうえに、柔弱で内向的な性格の者が多く、犯罪を選択するときには暴力的な手段に訴えようとはしないためである。第三の特徴は、教育水準の低い者が多いことである。事物を認知する能力は教育水準の影響を大きく受けるため、教育水準の低い者は、是非善悪の弁別が正しくできず、法制観念が希薄で、犯罪動機を抑制することが難しいからである。第四の特徴は、暴力犯、重刑犯、常習犯、累犯が多いということである。ここ数年、受刑者の構成にも変化が生じ、新しく収監される受刑者のなかで、暴力犯、一〇年以上の懲役に処せられた重刑犯、累犯、常習犯の占める割合が上昇し続けている。一九九五年末の全国の拘禁中の犯罪者のうち、殺人、傷害、強盗、強姦の暴力犯は、総数の四二・一一パーセントを占め、前年に比べて八・五四ポイント増加し、原判決が一五年以上の重刑の犯罪者は、総数の一七・九〇パーセントを占め、前年に比べて四・三六ポイント増加した。このような犯罪性の進行している犯罪者は、監獄内で自暴自棄

になって危険を冒しやすく、それが暴力犯罪となってあらわれるのである。このほか、監獄外で労働に従事する受刑者も、監督管理から逃れる機会が監獄内に比べて多いので、一定の比率を占めている。

(3) 監獄内における暴力の原因と対策

監獄内の暴力の原因は、監獄職員や受刑者の人的問題と、監獄の管理体制や暴力に対する処理制度といった制度的な問題に分けて考えることができる。これらの原因を追及し、少しでも改善することが、監獄内の暴力の防止措置につながるのである。

① 監獄職員の質の向上

監獄内において、受刑者の処遇を担当しているのは、監獄人民警察であり、監獄を管理し、刑罰を執行し、犯罪者に対して教育改造などの活動、法的保護を行っている（監獄法第五条）、それに対して、武装警戒は、人民武装警察部隊が担当しており（監獄法第四条）、通常は小銃などの武器を携行して警備にあたっている¹²⁾。

監獄職員は、その職務の危険性が高く、時間的な拘束も長いうえに、監獄の多くは都市から遠く離れた地方にあるために生活環境も厳しい状況におかれている。また、公務員の腐敗が深刻な問題となっているが、監獄職員のなかにも、監獄内での奨励・懲罰、仮釈放および減刑の意見書の提出などに関連して、汚職に手を染める者も少なくないという。そこで、人民解放軍の志願兵の家族に対して、別居の補助費、医療の補助費を提供したり、戸籍を農村戸籍から都市戸籍へ転出させたり（人民解

放軍現役士兵服役条例第四〇条、四三条）、また、教師で遠隔辺境地区に勤務する者を確保するために、補助手当を支給したり（教師法二七条）しているのと同様な優遇措置を講じることが考慮されている。また、監獄職員の資質の向上のためには、監獄職員の教育も重視しなくてはならない。監獄の監督管理人員の教育は、拷問等禁止条約の要請するところでもあり、積極的に取り組む必要がある¹⁴⁾。司法部は、司法警察学校の開設、大学・高専、警察大学・大学院卒業の高学歴の監獄管理人員の採用を検討している¹⁵⁾。

② 受刑者の教育改造

受刑者が暴力をおこす原因としては、受刑者の内面的な要因が大きいといえる¹⁶⁾。もともと、監獄に収監される受刑者には、闘争的な性格で、自制心の弱い者が多い。そのような受刑者の処罰を受けることに對する不満、欲求が満たされない不満などが、恨みや報復の感情となって、監獄職員や改造に積極的な受刑者に対する暴力としてあらわれることが多いのである。また、受刑者のなかには、極度の悲観、絶望から自暴自棄になり、それが自己に向けられたときは自殺に、他者に向けられたときには暴力になる。さらに、腐敗が著しい社会の悪影響が監獄内にも及び、紀律遵守の意識や改造意欲の低下を招いている。ただし、監獄内の受刑者による暴力は、監獄側からみれば単なる暴力犯罪にすぎないが、受刑者側からすれば、人権侵害に對する抵抗、改善要求としてなされることもあり、注意しなくてはならない。受刑者に對する紀律の厳格化ばかりではなく、教育改造を強化し、教育による犯罪予防作用を十分に発

揮させる必要があろう。

③ 監獄の管理体制および暴力に対する処理

わが国の行刑施設における刑務事故は少ないが、これは、分類処遇が効果的に行われていること、給養その他の処遇水準の向上に努めていること、職員の指導が適切に行われていることなどのほか、適切な保安対策が講じられてきたことによるものとされている⁽¹⁷⁾。監獄の管理体制の強化は、紀律を厳格化したり、警戒を強化したりすればよいというものではない。犯罪者を労働によって改造するという監獄の本来の機能に基づいて、受刑者の矯正に適したものを重視しなくてはならない。そこで、分類制度の運用は有効であると思う。

また、監獄内の暴力については、予防措置を講ずる以前の問題として、現実におきている暴力を放任してはならないのである。暴力に対する処理に関して、拷問等に対しては告発制度を保障し、暴力犯罪に対しては、獄内調査のあり方を改善する余地がある。

最後に、司法部は、監獄の法律執行状況と活動状況について、厳密な検査と監督を定期的に行う巡視制度の確立を約しており⁽¹⁸⁾、監獄外からの監督の強化も有効であろう。

注

- (1) 監獄法制定前のものではあるが、Amnesty International, "People's Republic of China: Torture and Ill-Treatment" (AI Index: ASA 17/18/90)、八九年六月の天安門事件関連の事例中心であるが、Asia Watch, "Punishment Season: Human Rights in China after Martial Law", March

1990. [邦訳は、アムネスティ・インターナショナル&アジア・ウォッチ

(矢吹晋・福本勝清訳)『中国における人権侵害』一一五頁以下(蒼蒼社、

一九九一年)]、国連拷問禁止委員会に提出された追加報告に対する見解と

して、「Torture and Ill-Treatment: Comments on the additional report of

the People's Republic of China to the UN Committee against Torture" (AI

Index: ASA 17/11/93)、看守所での拷問等の実態が中心であるが、劉青

(是永駿訳)『チャイナ・プリズン——中国獄中見聞録』(凱風社、一九九

七年)、最近の拷問の現状として、「People's Republic of China: Update

on Torture" (AI Index: ASA 17/12/93)、アムネスティ・インターナシ

ナル(アムネスティ・インターナショナル日本支部訳)『アムネスティ・

レポート中国の人権』一一八頁以下(明石書店、一九九六年)がある。

(2) "People's Republic of China: Summary of Amnesty International Con-

cerns" (AI Index: ASA 17/06/98), pp. 14.

(3) 当局は「自白を強要しての拷問について、一九八八年から九二年までの

間に、六八七件、九四年に四〇九件の調査を行ったという(前掲・注

(1)アムネスティ・インターナショナル『アムネスティ・レポート中国

の人権』一〇七頁、一一二頁)。

(4) 前掲・注(2)。

(5) 改正前の刑法は、拷問によって自白を強要した場合、身体刑によって傷

害にいたした場合(第一三六条)、司法工作要員が、監督管理法規に違反

して被収容者に体罰を加え虐待し、情状の重い場合(第一八九条)を処罰

していた。改正刑法において、監督管理機構の職員が、被拘禁者を指示し

て、他の被拘禁者に殴打、体罰または虐待を行わせた場合も処罰対象にな

ったが、これは、いわゆる牢名主や囚人頭が、職員の指示によって虐待等

を行うという現状に対処したものである。

(6) 前掲・注(2)。執行猶予は、拘役および三年以下の有期懲役に処せら

れた者に対して、犯罪の情状および改後の状況を考慮して、刑を執行猶予

しても社会に危害を及ぼさない場合に適用され、一定期間公安機関の観察

下におかれる(刑法第七二条以下)。なお、この事例において、被疑者は、

強制された自白に基づいて死刑判決を言い渡されたが、省の高級人民法院

が裁判のやり直しを命じ、無罪が認められた。

(7) 朝日新聞、一九九九年四月二日。

(8) 主として、頼修桂「獄内暴力犯罪初探」政法論壇一九九八年第四期四三頁以下による。

(9) 通常の殴打事件は、治安管理条例の他人を殴打して軽微な傷害をもたらしたとき(第二条)の問題となる。監獄内では、懲罰の対象となる(監獄法第五八条)。

(10) 刑法第六九条は、数罪を犯した者については、死刑および無期懲役を科す場合を除いては、合算した刑期以下、数罪中の最長刑期以上で、情状を酌量して執行すべき刑期を決定しなくてはならないが、管制の最高は三年、拘役の最高は一年、有期懲役は二〇年を超えることはできず、数罪中に付加刑を科すものがある場合には、そのまま付加刑を執行することを定めている。

(11) 主として、前掲・注(8)による。

(12) 武装警察部隊は、国内の治安維持を主要な職務としており、公安部の管轄下にあるが、人民解放軍と同じ法規および制度に従って行動している。

刑法の軍人の職務違反罪(第四二〇条以下)は、人民武装警察部隊の現役士官、文職士官、兵士および軍籍を有する学生に適用されるので(第四五〇条)、武装警戒にあたって、拷問等に関与した場合には、職権濫用罪(第四二七条)、武器裝備使用規定違反罪(第四三六条)に問われることになる。

(13) 農村戸籍を都市戸籍に移すことは、農業人口の都市流出を防止するために制限されている。転出が認められると、転出先で、商品として食糧、副食品の供給が受けられる。

(14) 肖揚主編『中国刑事政策と策略問題』一五一頁以下(法律出版社、一九九六年)、賈和「提高警執法水平是依法治監的關鍵」法学(上海)一九九六年第四期二〇頁以下など。

(15) 肖揚「刑務所の近代化を促進」北京週報一九九五年二二号一六頁。

(16) 前掲・注(8)に詳しい分析がなされている。

(17) 法務省矯正局「矯正の現状」法曹時報五二巻五号六七頁以下(一九九九年)。過去五年の発生状況を見ても、逃走は一九九四年および九五年は各一件(各一人)、九六年は二件(八人)、九七年および九八年は〇件であり、

同業殺傷(傷害の程度が全治一か月以上のもの)は九四年および九五年は二人、九六年は五人(うち死亡二人)、九七年は五人、九八年は九人であり、職員殺傷は皆無である。

(18) 前掲・注(15)。

四 おわりに

中華人民共和国においては、法制建設の強化を推進しているだけあって、監獄に関する法の整備は、かなり順調に進められているようにおもわれる。問題は、それらの法に基づいた監獄法制が機能しているかどうかである。いくら法が整備されたとしても、それが現実に執行されなければ、法制度は理想に過ぎず、監獄の改善は望めないからである。ところが、監獄は、閉鎖的な場所であるがゆえに、実態を把握することは困難である。したがって、法の整備がなされ、法制度が確立されていても、それが現実に執行されているのかを見極めることも困難となる。本稿においてとりあげた監獄内の暴力といった問題も、入手可能な情報は限られており、現実はさらに深刻なものかもしれない。

監獄に限ったことではないが、人権侵害のおきやすいところでは、その透明性を高めることが必要であろう。そのためには、外部からの監視が求められる。国内においては、当局の指揮命令系統に属さない第三者機関による監督が望ましいのであるが、国家体制からしてそうした機関の設置は考えられない。司法部の考える巡視制度も、司法部および各省・自治区・直轄市の監獄管理局によるものであり、⁽¹⁾ 第三者機関による監

督とはいかない。そこで、市民のおよび政治的権利に関する国際規約に署名したことによって、国外からの人権問題へのアプローチに対して、内政干渉であるとはねつけにくくなったことから、国外からも監獄の透明性を高めるような要求をすることが重要になってくるであろう。

注

(1) 肖揚「刑務所の近代化を推進」北京週報一九九五年二一号一六頁。